定款を見直しましょう！

あなたの会社がチェックポイントに当てはまる場合は、定款の整備が必要です。

チェックポイント 1
そもそも会社に定款はありますか？

いざ問題が起きた場合、解決の拠りどころになるのが定款です。株主や役員、債権者からの求めに対し、正しい定款を提示できないと、さらなる紛争の種になりかねません。

チェックポイント 2
現行法に則った用語が使用されていますか？

発行する株式の総数、額面株式、株主名簿の閉鎖、端株、利益処分といった用語が使用されている場合、改正前定款を現行法令に則った定款に修正していないと考えられます。

チェックポイント 3
有限会社の定款をそのままにしていませんか？

現行法では、旧有限会社は株式会社として存続しています。社員、出資の口数、社員総会といった用語が使用されている場合、まだ株式会社に相応した定款に書き換えられていない状態です。

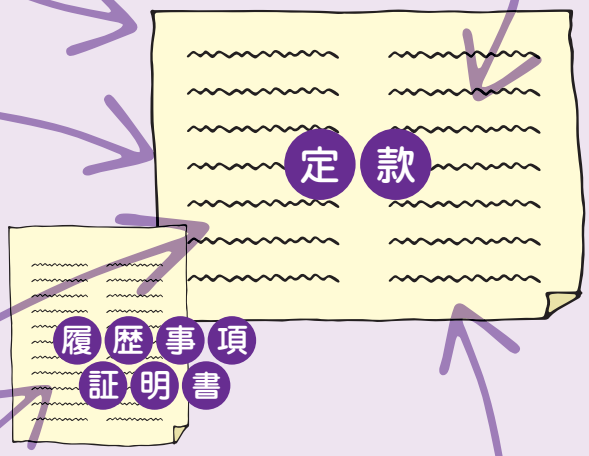

チェックポイント 4
定款と履歴事項証明書の内容が合致していますか？

監査役の権限、商号や事業目的の変更、株券を廃止した場合などに、登記だけを変更し、定款にその変更履歴を反映させていない場合不一致が生じます。

チェックポイント 5
役員の任期は何年になっていますか？

株式の譲渡制限に関する規定がある会社であれば、役員の任期を最長10年まで伸ばすことができます。また、取締役会を維持するために名前だけの役員を置く必要はなく、取締役を1名にすることができます。会社の実態に合った規定になっていますか。

定款を整備することはもちろん、会社の実情に合ったオリジナルな定款を提案させていただきます。
是非、司法書士にご相談ください。

司法書士
行政書士
いけだ事務所
～登記手続・生前対策・相続準備・事業承継～
〒442-0069
愛知県豊川市諏訪西町二丁目4番地 ルームすわにし102
司法書士・行政書士 池田 侑史
TEL：0533－56－2027
～お気軽に、お問い合わせください～